

輪島市監査公表第14号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年12月6日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象施設

平成30年11月7日（水） 輪島市立港公民館

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

平成29年度の補助金に係る出納及び関連する事務の執行状況について審査するとともに、関係職員から提出資料に基づく説明の聴取を行う等の方法により、港公民館において実地監査した。

なお、これらを監査するため事前に所管課から補助金交付に係る一件書類及び決裁文書の提出を求め確認を行っている。

- ・地域づくりリーダー養成事業補助金
- ・公民館体験合宿事業補助金
- ・コミュニティ活動推進事業補助金

(所管課：生涯学習課)

5 監査の結果等

監査した補助金に係る事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象施設に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○港公民館は、祭り太鼓教室・子供料理教室など多くの児童が参加しやすい事業を工夫して行っており、地域活動や住民連携の拠点となっている様子がうかがえた。

○職員配置は非常勤館長と嘱託主事（月18日勤務）の2名体制であり、過度な負担とならないよう職員間で調整しながら様々な活動に取り組んでいるが、運用が若干難しいように思われた。

○複写機のコピーダイ等の現金の確実な保管、通帳の適切な管理を今後もお願いしたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。